

# 新型コロナウイルス感染防止に向けた取組み

～「新しい生活様式」の実践に向けて～

伊丹市社会福祉事業団感染症対策本部

R4.4.26 改定

伊丹市社会福祉事業団におきましては感染症対策本部を設置し、兵庫県や伊丹市が定める対処方針等に従い下記により対応するものとします。

**人の移動が多くなることが予想されますので、引き続き感染防止に努めてください。**

記

## 1. 対応の期間

・まん延防止等重点措置等は、現在適用されてません。

\*兵庫県・伊丹市の対処方針等が見直された時点で随時見直す  
(最新の見直し時点 〈令和4年4月25日兵庫県：26日伊丹市〉に基づく)

## 2. 基本的な取組み

# 感染防止策の徹底を！

新規感染者数は、若者を中心に高止まりの傾向にある  
人と人との接触の機会が増える時期、感染の再拡大が懸念される  
一人ひとりの感染防止策の徹底と、ワクチンの積極的な接種を

- リスクの高い行動の回避
  - 発熱・咳など体調が悪い場合は、帰省・旅行・イベントへの参観などの外出を控え、医療機関に電話のうえ受診すること
  - 混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動すること
  - 帰省先や旅行先では、大人数での会食や大声での会話など、感染リスクの高い行動を避けること
- 基本的な感染対策の徹底
  - 定期的な室内換気、適切なマスク着用（不織布製奨励）、こまめな手洗いや手指消毒、人と人との距離確保、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）など、日常生活の基本的な感染防止策を徹底すること
  - 家庭内でのこまめな手洗い、消毒、換気、家族の健康管理、高齢者や子供の感染防止策を徹底
  - 飲食店では、短時間・少人数で黙食を基本に、認証店舗は同一テーブル4人以内、非認証店舗は同一グループ4人以内での飲食、会話の際はマスク（不織布マスクを奨励）の着用を徹底すること

- 多数利用施設では、入場者の整理やマスクの着用の周知、飛沫防止措置等の感染防止策を徹底している場所を利用すること
- 職場などでは、休憩・食事における感染防止策を徹底すること
- **ワクチンの積極的な接種**
  - ワクチン接種は発症や重症化の予防に有効、未接種者の積極的な接種を検討。
  - 県の大規模接種会場（姫路・西宮）では、予約なしでの接種が可能  
(兵庫県の要請を一部加筆修正)
- **不要不急の外出の自粛等**
  - 「三つの密」(密閉・密集・密接)の回避(ゼロ密)、人と人との距離の確保のほか、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策及び換気や適度な保湿の実施などの徹底
  - 感染拡大地域・都道府県への不要不急の移動・往來を控える
  - 外出時には混雑している場所や時間を避けて極力家族など少人数で行動すること
  - 会食は少人数で、長時間・大声の回避、会話時はマスク着用の徹底
  - 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること
  - 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗の利用を推奨
  - 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛
  - 感染不安を感じる無症状者は、無料検査を受けること
  - 飲食の場では黙食を実践し、会話の際はマスクを着用すること
  - 人との接触削減を念頭に、時差出勤・在宅勤務・Web会議等柔軟な働き方の推進
  - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を禁止
- **「5つの場面」「新しい生活様式」の注意等**
  - 感染リスクが高まるとされる「5つの場面」に注意
  - 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を推進
  - 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等の症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談
  - こまめ換気や適度な保湿を行う
- **家庭での感染防止対策**
  - 感染リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする
  - 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭に広げない」行動をする
  - 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする
- **飲食等**
  - 業種別ガイドライン等に基づく感染対策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設(特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用を自粛
  - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける(若者グループについては、特に注意)
  - 感染リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意
  - 大声での会話、回し飲みを避ける
  - 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗は、同一テーブル4人以内、非認証店では同一グループ4人以内での飲食とする

### ○ 追跡システム・接触確認アプリの利用

➤ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録

※ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」は修了しました。

## 3. 利用者への対応

「2. 基本的な取組み」を基本におきながら、以下の事項に留意すること。

### ○ 他の感染症にも十分留意しつつ、基本的な取組みを徹底した上で事業を継続する。

➤ マスク着用時の脱水症状に特に留意

➤ 面会については、直接面会は自粛する。利用者及び家族のQOL、利用者や面会者の体調、ワクチンの接種歴、検査結果等を考慮した上で実施する場合は、オンラインの活用や回数・人数を制限し十分な距離をとるなど感染防止対策を厳重に徹底する。

➤ 利用者の不要不急の外泊、外出を原則自粛とし、実施する場合も利用者や家族のQOLを考慮し手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底する。

➤ ボランティア等の外部人材による行事、講座並びに実習生の受入れ等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。

➤ 散髪については、感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。

➤ 委託事業所以外の業者や一般の来客等の来訪について感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。

➤ 相談事業所等では、面接、訪問、出前講座等を実施する際は、感染防止対策を厳重に徹底する。

➤ 利用者やご家族、市民と対面で接する機会がある場合は、『『新しい生活様式』の実践例』などのチラシを活用し、感染拡大防止の啓発を積極的に行う。

## 4. 職員の対応

職員は、同居家族、特に子どもや高齢者も含め、「2. 基本的な取組み」を徹底するとともに、次の事項に留意すること。

### ○ 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）、及び感染防止対策を厳重に徹底

### ○ 「5つの場面」等の確認、施設職員はもとより施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底

### ○ 感染不安の場合は無料のPCR検査等を受け、症状があればかかりつけ医や「発熱等受診・相談センター」（保健所）へ相談すること。

### ○ 職員各自が従前に増して行動抑制と健康管理等を徹底し、同居家族等に対しても同様の対応を求めた上で、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに管理者等を通じて総務課に状況を報告すること。

### ○ 本人や家族に感染の疑いがある場合は特別休暇の取得対象とする （「新型コロナウイルス感染症に関する取得可能休暇一覧」参照）

### ○ 勤務中の留意点

➤ 講演会や研修会への出席については、Web会議システムを活用した研修等や感染

防止対策を厳重にして実施されるものに参加

- 飛沫感染の防止
- 換気の徹底と適度な保湿
- 共用物品、機器の消毒
- 飲食の場等の3密（密閉・密集・密接）回避から、ゼロ密
- 飲食の場での感染拡大防止のため、黙食の徹底
- 感染者の発生に備え業務継続計画（BCP）の作成
- 働き方改革への取組みやサービスの向上にICT活用の提案などに取り組む

○ 禁止事項

- 職員やその家族に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動は厳禁とする。

以上

《参 考》

【経緯】

新型コロナウイルスの感染が拡大し、国は令和2年4月7日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とした後、4月16日には京都府をはじめとする6道府県を追加し特定警戒区域とした上で、全都道府県を措置地域としました。さらに、5月4日には措置期間を5月31日まで延長しました。

その後、感染の減少が見られ5月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で実施区域から解除し、5月21日にはさらに兵庫県・大阪府・京都府、5月25日には残る東京都をはじめとする5都道県を実施区域から解除し、緊急事態宣言を全面解除する決定をし、段階的に自粛等の緩和に取り組みました。

しかし、自粛等の緩和に伴い再び感染者の増加傾向が見られ、特に6月下旬以降東京都を中心とした関東地域での増加が顕著となって以降、大阪府や周辺府県においても7月下旬から8月にかけて再び感染の増加が見られ9月に入っても依然「感染警戒期」の水準にあったものが、10月下旬から11月にかけてはさらに全国的に急激な拡大を続け、兵庫県では感染レベルを10月28日には「感染増加期」、11月6日には「感染拡大期1」、11月11日には「感染拡大期2」、さらに11月20日には「感染拡大特別期」へと最高レベルまで引き上げられたところです。

この状況は、年末年始にかけて首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）で一層拡大し、同様に京阪神地域を中心とした関西圏等でも感染拡大が続いたことから、国は令和3年1月7日に東京・神奈川・千葉・埼玉、同1月13日には大阪・兵庫・京都や愛知・岐阜・福岡・栃木を実施区域として、2月7日までを期限とする2回目となる緊急事態宣言を発出したところですが、1月中旬をピークに新規感染者数は減少に転じたものの、医療の逼迫した状況は依然として継続していることなどから、2月2日には栃木県は期限を2月7日までとしつつ、10都府県の緊急事態措置を3月7日まで1か月延長となりました。その後、新規感染者の減少、医療提供体制の改善が見られるようになったことから、2月22日に関西3府県

は連携し国に対して緊急事態宣言の解除を要請、これを受け国は2月26日、専門家会議の意見を受け、同様に新規感染者の減少傾向にあり解除要請をした愛知・岐阜・福岡3県を含む6府県の緊急事態宣言を2月28日までで解除することとしました。残る首都圏1都3県についても3月21日をもって解除されました。

2回目の緊急事態宣言解除前後から新規感染者の下げ止まり傾向があった中、先行して解除になった関西では変異株によるものと思われる新規感染者の増加傾向が強まり、第4波の状況となってきたことから大阪府等の要請により、4月1日国は改正特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決め、実施区域を大阪府（大阪市）、兵庫県（神戸・芦屋・西宮・尼崎）として4月5日から5月5日までを実施期間としました。感染拡大はさらに続き、兵庫県は4月15日、措置の地域を伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町と明石市に拡大することを決め、4月22日から5月5日を実施期間としました。一方国は東京都、京都府、沖縄県に続き、16日、埼玉県・千葉県・神奈川県と愛知県に対象地域を拡大し、4月20日から5月11日までを期間とすることを決定しました。

まん延防止等重点措置実施地域の大阪府・兵庫県では措置期間も感染拡大が続き、遅れて2回目の緊急事態宣言が解除された東京都においても増加傾向が見られたことから、各都府県からは緊急事態宣言の発出要請が出されたため、国は4月23日に大阪・兵庫・京都と東京に4月25日から5月11日までを実施期間とする緊急事態宣言発出を決定しました。変異ウイルスによる感染拡大が5月の連休を過ぎても収まる気配を見せないことから、大阪・兵庫からの期間延長の要請を受け、国は11日までとされていた期限を31日まで延長し、新たに愛知・福岡の両県を対象地域に加えましたが、新規感染者の減少は見られるものの医療提供体制の逼迫が続いたことから、6月20日まで再延長となりました。

国は、6月20日まで10都道府県に出していた緊急事態宣言について、東京都をはじめ大阪・兵庫・京都など9都道府県を新規感染者の減少から20日で解除しつつ、7月11日までを期限としてまん延防止等重点措置に移行するとともに、医療提供体制が依然厳しい状況にある沖縄については7月11日まで延長することとしました。兵庫県は、まん延防止等重点措置への移行を受け実施地域を神戸・尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・明石・加古川・高砂・稲美・播磨・姫路の15市町とすることとしました。

7月11日を期限とした緊急事態措置・まん延防止等重点措置について、国は東京都の感染拡大の状況を受け、12日から東京都に緊急事態宣言措置地域に、沖縄県は継続、大阪と埼玉・千葉・神奈川はまん延防止等重点措置継続とし期限を8月22日までとした一方、兵庫・京都をはじめ北海道・愛知・福岡に出されていたまん延防止等重点措置は7月11日で解除となりました。

新規感染者のより感染力の強いデルタ株（インド由来変異ウイルス）が占める割合が従来株から置き換わる中、下げ止まっていた新規感染者は増大に転じ、急激な拡大傾向を示したことから、国は首都圏の埼玉・千葉・神奈川に大阪を加えた4府県に対し緊急事態宣言対象地域に追加、北海道・石川・兵庫・京都・福岡の5道府県にまん延防止等重点措置を適用、期間をこれらの地域は8月2日から、既に緊急事態適用中の東京・沖縄の延期も含めて8月31日までとすることを決定しました。しかし、新規感染者は一層拡大を続けたことから、8月12日兵庫県はまん延防止等重点措置対象地域に16日から新たに21市町を加え合計36市町としたほか、国に対し緊急事態宣言発出の協議を続け、国は17日に新たに兵庫県をはじめとする7府県に20日から緊急事態宣言を発出、既に発出中の地域を含め期限を9月12日までとしたほか、まん延防止等重点措置についても20日から新たに10県を対象に加え合計16道県とし、同じく期限を9月12日までとしましたが、医療提供体制の逼迫した状態が継続していることから、宮城・岡山をまん延防止等重点措置地域としその他の緊急事態措置地域19都道府県については期間を9月30日まで延長、まん延防止等重点措置地域については6県を12日までで解除、新たな2県を加え、6県を解除したうえで8県について

期限を9月30日まで延長したところ、新規感染者数は次第に減少し、医療提供体制も改善傾向にあることから、9月28日に国は緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の対象地域について、期限の9月30日をもって全面解除することとしました。

兵庫県では、感染の更なる減少をはかるため飲食店等への時短要請等を継続してきたところ新規感染者は減少を続けたため、時短要請等についても10月21日で解除、さらに減少を続け11月25日には飲食店等での人数制限についても認証店舗での人数制限も解除することとしました。

11月に南アフリカで最初に確認された変異株、オミクロン株は次第に感染力の強いことがわかり、瞬く間に欧米諸国に感染が広がると日本でも12月には11月28日に入国した人の感染が判明したわずか3週間後の12月22日には大阪で、12月30日には兵庫県でも市中感染が確認され、それまで低く推移していた新規感染者数は12月下旬から次第に増加、令和4年1月になると一層急激な増加がみられ、1月9日には沖縄・山口・広島にまん延防止等重点措置区域が適用されるなど、第6波の傾向を示してきました。さらに、1月19日には東京・愛知・長崎など1都12県に1月21日から2月13日まで、1月25日には大阪・兵庫・京都の3府県のほか北海道や福岡など全国18道府県に1月27日から2月20日までを期限としてまん延防止等重点措置区域適用、既に適用されている沖縄・山口・広島の期限も2月20日まで延長、2月3日には新たに和歌山に2月27日まで適用、2月10日には2月13日までとなっていた1都12県の期限を3月6日まで延長、新たに高知に3月6日まで適用が決定されました。急激な感染拡大のペースは落ち着き始めているものの、兵庫県等は引き続き感染の抑止と医療の逼迫を防ぐ必要があるなど延長の必要を要請、2月18日に20日が期限の兵庫・大阪・京都、27日が期限の和歌山など17道府県は3月6日まで延長、沖縄・山口など5県は減少傾向にあることから20日で解除としました。さらに、新規感染のピークは過ぎたものの、依然として都市部を中心として高止まりの傾向を示すとともに、病床利用率は高い状況にあることから、3月6日まで延長されていた適用期間について18道府県を3月21日まで再延長、3月17日に21日の期限をもって全面解除が決定しました。

#### 【ワクチン接種について】

新型コロナウイルス感染症の終息の切り札となるワクチン接種について、2月17日から医療従事者を対象とした国内接種が開始され、高齢者については4月5日の週に全国にワクチンを配布、12日から接種を始めることが2月24日に国から発表されたことを受け、県内でも接種に向けた準備を進めているところです。

兵庫県では、4月5日の週にワクチンの分配を受け、神戸市・伊丹市から先行して高齢者を対象に接種実施に向け準備を進め、伊丹市でも12日から高齢者施設で接種を開始しており、75歳以上を対象とした集団接種の受付を5月6日から、個別医療機関接種の受付を5月17日から開始し順次受付年齢を拡大しているところです。

事業団の老人ホームでは、利用者・職員に対し5月10日・11日・12日と14日の4日間に第1回目の接種を実施し、5月31日・6月1日・2日と4日の4日間に第2回目の接種を終了しました。

新型コロナワクチンの接種は、11月時点で国民の7割以上が2回目の接種を終了していますが、一方で接種後の時間経過とともにワクチンの有効性や免疫原性が低下することから、2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象にした3回目の接種を伊丹市でも実施することとし、順次対象者に接種券を発送、松風園については2月2日、ケアハイツについては2月16・18・21日に完了しています。

#### 【対応の期間】の経緯

- ・緊急事態措置期間（令和2年4月7日～令和2年5月21日：1回目）以降の対応  
令和2年6月1日（月）～令和3年1月13日
- ・緊急事態措置期間（2回目）  
令和3年1月14日～令和3年2月28日（首都圏の1都3県は3月7日まで）
- ・緊急事態措置期間（2回目）以降の対応  
令和3年3月1日（月）～令和3年4月4日（日）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：神戸・芦屋・西宮・尼崎）  
令和3年4月5日（月）～令和3年4月24日（土）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・明石）  
令和3年4月22日（木）～令和3年4月24日（土）
- ・緊急事態措置期間（3回目）  
令和3年4月25日（日）～令和3年6月20日（日）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：伊丹市等15市町）  
令和3年6月21日（月）～令和3年7月11日（日）
- ・感染リバウンド防止対策（兵庫県）  
令和3年7月12日（月）～令和3年8月1日（日）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：伊丹市等15市町）  
令和3年8月2日（月）～令和3年8月19日（木）
- ・緊急事態措置期間（4回目）  
令和3年8月20日（金）～令和3年9月30日（木）
- ・感染再拡大（リバウンド）防止期間の対応  
令和3年10月1日（金）～令和3年10月21日（木）
- ・感染再拡大（リバウンド）防止期間の以降の対応  
令和3年10月22日（金）～令和4年1月26日（水）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：県内全域）  
令和4年1月27日（木）～令和4年3月21日（月）

#### 【改定年月日】

令和2年6月1日全面改正)  
令和2年7月1日・20日・27日  
令和2年8月7日  
令和2年9月1日  
令和2年10月1日  
令和2年11月24日  
令和2年12月11日・25日  
令和3年1月14日  
令和3年2月4日  
令和3年3月1日  
令和3年4月8日・19日・26日  
令和3年5月11日・31日  
令和3年6月21日  
令和3年7月12日  
令和3年8月2日・20日  
令和3年9月13日・30日

令和3年10月21日  
令和3年12月1日  
令和4年1月13日・27日  
令和4年2月21日  
令和4年3月7日・22日